

改正

平成25年3月19日24世保福指第159号

平成27年3月30日26世保福指第253号

令和2年3月27日31世調指第780号

令和3年3月3日2世保福政第737号

世田谷区保健福祉サービス事業者指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保健福祉サービス事業者に対する指導の基本となる共通の事項を定め、保健福祉サービスの関連法令の規定と相まって、区の適切な指導を通じて保健福祉サービスの質の向上を図り、もって区民の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健福祉サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づくサービス並びにこれらに類する区の保健福祉に関するサービスであって区民が利用するものをいう。
- (2) 保健福祉サービス事業者 保健福祉サービスを自らの事業として又は区からの委託を受けて行う事業者をいう。

(調査)

第3条 区長は、保健福祉サービスの質の向上を図るため必要があると認めるときは、関係法令若しくは世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例第7号）の規定に基づき、契約に基づき又は行政指導として保健福祉サービス事業者の同意のもと、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、職員に関係者に対する質問をさせ、又は事業所その他の保健福祉サービスの提供場所への立入り調査を行うものとする。

(指導)

第4条 区長は、前条の調査により必要と認めるときは、世田谷区地域保健福祉推進条例の規定若しくは契約に基づき又は行政指導として保健福祉サービス事業者への指導を行うものとする。

2 前項の規定による指導は、保健福祉サービス事業者に次に掲げる基準等に則した事業運営を周知させ、徹底させることを目的として実施する。

- (1) 関係法令に定められた保健福祉サービスを提供するうえで遵守すべき基準等
- (2) 東京都の定める保健福祉サービス事業者に対する指導の基準等
- (3) 区の条例及び規則に定められた保健福祉サービスを提供するうえで遵守すべき基準等
- (4) 区からの委託を受けて行う場合にあつては、委託契約に定められた基準等
- (5) 区から補助金の交付を受けている場合にあつては、当該補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に定める基準等
(指導の方法等)

第5条 区長は、第4条第1項の規定に基づき指導を行おうとするときは、指導を行おうとする保健福祉サービス事業者にあらかじめ次に掲げる事項を記載した書面によりその旨を通知するものとする。

- (1) 指導の実施日時
- (2) 指導の実施場所
- (3) 指導を行う職員の氏名
- (4) 指導の際に出席を求める者
- (5) 指導内容の概要
- (6) 指導の際に提出又は提示を求める書類等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 指導は、関係者に関係書類の提出若しくは提示又は関係者からの説明を求めるものとし、関係者との面談方式により行うものとする。

3 区長は、指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、当該指導に係る保健福祉サービス事業者にその旨を書面により通知するものとする。

4 区長は、前項の規定による通知をしたときは、保健福祉サービス事業者に対して、当該通知に係る事項について、その後の対応状況等について書面による報告を求めるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、保健福祉サービスに関する指導について必要な事項は、保健福祉政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月19日24世保福指第159号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月30日26世保福指第253号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月27日31世調指第780号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 日 2 世保福政策第737号）

この要綱は、令和 3 年 3 月 3 日から施行する。